

国立特別支援教育総合研究所 免許状更新講習
平成25年度第二期特別支援教育専門研修

当研究所は、免許状更新講習規則第1条第4号に規定する免許状更新講習の開設者指定を受けており、平成22年度からは、各期の特別支援教育専門研修において、必修、選択領域合わせて30時間の更新講習を開設します。(※一般募集はしません。)

講習の名称：平成25年度国立特別支援教育総合研究所免許状更新講習
(第二期特別支援教育専門研修)

必修領域、選択領域について、文部科学大臣に開設申請中

1. 免許状更新講習の対象となる者

今回、免許状更新講習の対象となる者は、特別支援教育専門研修の研修員で、免許修了確認期限が平成26年3月31日、平成27年3月31日の方が対象となり、別途受講申込書の提出が必要となります。

生年月日が次のいずれかにあてはまる者

| | |
|---------------------|---------------------|
| 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 | 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 |
| 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 | 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 |
| 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日 | 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日 |

2. 受講申込

別添の受講申込書(本研究所ホームページに掲載予定。)に必要事項を記入し、受講申込書証明者欄に勤務校の校長名で証明を受けた上で、8月30日(金)必着で郵送下さい。

3. 更新講習の履修について

- (1) 更新講習の該当授業については、受講者に対しておって指示します。
- (2) 修了認定は、教員免許状更新講習修了認定に関する基準に基づき、筆記試験により行います。必修・選択の別に、別途試験時間を設定して行います。

4. 留意事項

- (1) 提出された解答用紙は、返却しません。
- (2) 修了認定試験の合格者には、更新講習履修証明書を交付します。
- (3) 研修修了までの可否の問い合わせには、応じません。
- (4) その他、更新講習の受講については、専門研修開講時に説明します。

※各種申請手続きは免許管理者である各都道府県教育委員会にご確認いただき、円滑に講習を受講し、申請手続きを行ってください。

免許状更新講習の概要

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が実施されています。

制度改正により、平成21年3月31日までに授与された教員免許状（旧免許状）には有効期間は定められませんが、旧免許状をもって勤めている現職教員の方には、各自の修了確認期限前の2年間のうちに大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県の教育委員会に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課せられています。

また、平成21年4月以降に授与される教員免許状（新免許状）には10年間の有効期間が定められています。新免許状を持っている方は有効期間の満了までの2年間のうちに大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県の教育委員会に申請して有効期間を更新することが必要となるため、旧免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。

このため、制度開始後は、各学校に勤務する教員の方々には、有効期間が付された新免許状をお持ちの方と、有効期間が付されていない旧免許状をお持ちの方が併存することとなります。

旧免許状を所持している教員の方々には、講習受講や必要な申請手続等を行うために必要となる各自の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講のしかた等については、文部科学省のホームページ等をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

更新講習の主な特色や講習の内容は、下記のとおりです。

記

1. 更新講習の主な特色

- ①大学等による開設、②ホームページ等による広報、③自己負担の原則、④受講申込の際の証明、⑤事前調査、⑥事後評価、修了（履修）認定試験

2. 更新講習の内容

更新講習は、文部科学省告示に定められている以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、これに基づいて開設する大学等が具体的な講習内容、方法を定めることとなります。なお、一の事項を取り扱う講習は12時間以上で、二の事項を取り扱う講習は、6時間以上で開設します。

| 事項（時間数） | 項目 | 内容 |
|--|----------------------|--|
| 一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (12時間以上) | 教職についての省察 | イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 |
| | 子どもの変化についての理解 | イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題 |
| | 教育政策の動向についての理解 | イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等 |
| | 学校の内外における連携協力についての理解 | イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題 |
| 二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (6時間以上) | | 幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題 |